

## ⑩ 室内空気汚染に係る職員健康対策マニュアル

旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針（以下「指針」という。）に基づき、施設管理者及び関係部局が連携して適切な対応をすることにより、市民や職員が快適で安心して利用できる施設の維持管理に努めることとしているが、職員に化学物質が起因する健康被害と疑われる事例が発生した場合、また、職員の健康被害を防止するため施設管理者等は次により対応する。

### 1 使用開始前の対応

#### （1）職員安全衛生委員会による現地視察等

職員安全衛生委員会は、労働安全衛生法第19条第1項に基づき、市長が職員の安全及び衛生管理対策について、意見を求めるため調査審議させる機関であり、次により職員の健康被害の防止を図る。

- ① 職員安全衛生委員会は、職員の健康被害の防止及び健康の保持増進を図るため、職員が常駐する公共建築物の新築や改修工事等が行われた施設のうち職員安全衛生委員会が現地視察を必要とする施設については、使用開始前に施設の視察を行う。
- ② 職員安全衛生委員会は、施設視察にあたり職員が常駐することにより健康被害が危惧されると思われるときは、産業医の意見を聞き、旭川市公共建築物室内空気汚染対策会議（以下「対策会議」という。）に改善等の意見を述べる。

#### （2）施設管理者への室内空気汚染低減対策の周知

工事発注部局は、引き渡し時までに施設管理者に対し室内空気汚染低減対策（日常的な換気等）の周知を徹底する。

#### （3）施設管理者による健康状態の把握

- ① 施設管理者は、施設の新築や改修工事等が行われる場合、施工前と完成後使用時に職員の健康状態の把握に努める。
- ② 施設管理者は、化学物質に過敏に反応する職員について、特に留意し健康状態の把握に努める。
- ③ 健康状態の把握にあたっては、必要に応じて健康管理室の指導・助言を受ける。

### 2 使用開始後の対応

#### （1）日常の換気対策等

施設管理者は、職員の健康被害を防止するため、日常の管理において指針に基づき、適正な換気量を確保する。また、清掃作業等に使用する洗剤、ワックスや合成洗剤、漂白剤、芳香剤、消臭剤の使用に十分配慮する。

## (2) 健康被害への対応

化学物質に起因すると疑われる体調不良の主な症状は多岐にわたり個人差が大きく、原因物質も多種多様であり、体調不良の訴えがあった場合の所属長の初動対応が非常に重要であることから、所属長は、次に留意し対応する。

### ① 化学物質過敏症の主な症状

- ・中枢神経系の症状：頭痛、不安、うつなど
- ・目の症状：刺激痛、視力障害など
- ・気道の症状：咽頭痛（のどのはれ、痛み）など
- ・循環器症状：どうき、不整脈など
- ・その他の全身症状：倦怠感、筋肉痛、関節痛など

以上のように、特徴のない症状が多いので、他の慢性的な病気による症状を除外し、何らかの化学物質に接触したかを確認する。

### ② 職員から化学物質に起因する体調不良の発生が疑われる訴えや相談があった場合、所属長は当該場所から、ただちに避難させたうえで、医療機関の受診を勧めるとともに、体調不良を訴える者の状況を把握する。

#### (体調不良時の内容確認)

- ・体調不良の起こった日時・場所
- ・どのような体調不良か
- ・体調不良の状態は職場と家で異なるか
- ・体調不良を訴えている者はほかにいないか

### ③ 所属長は、健康管理室に情報を提供し指導・助言を受けるとともに、所属部局長に報告する。

健康管理室（内線 3225）

### ④ 所属長は、健康管理室の指導・助言に従い行動する。

## (3) 健康管理室による対応

健康管理室は、化学物質に起因すると疑われる体調不良の訴え等のある職員に対し、所属長と連携をとりながら次のことを行う。

### ① 所属長等から健康管理室に情報がもたらされたときは、健康管理室は次の対応を行う。

- ・執務室等の現場の確認をする
- ・体調の不良を訴える者からの状況及び体調の確認をする  
(別紙1に基づく症状の確認・血圧測定など)
- ・職場内の職員から状況の確認をする
- ・産業医への報告と対応についての確認をする
- ・所属長及び本人への今後の方向性を説明する
- ・定期的健康調査を実施する

### ② 健康管理室は、体調不良等を訴える職員の不安を解消するまで、所属長と連携し継続して職員の体調管理を行う。

- ③ 健康管理室は、体調不良等を訴える職員の健康状況について、必要に応じて**対策会議**に報告する。

### 3 療養補償等に係る諸手続き

他の公務災害や通勤災害と同様、療養補償等の諸手続きにあたっては、人事課職員厚生担当と協議・相談を行う。

また、公務による災害に対する補償は、被災職員からの請求に基づき、所定の手続きを経て、地方公務員災害補償基金等によって行われる。

ただし、公務災害等の認定の判断として、特に疾病の発症原因が公務と相当因果関係があると明らかに認められることが必要となる。

## 参考

### 「シックハウス症候群」とは

化学物質を放散する建材・内装材の使用や住宅の高気密化により新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による空気汚染等から住居者に様々な体調不良が生じることがあります。

これらの症状は多様で発症の仕組みが不明な部分が多く、様々な複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれています。

### 「化学物質過敏症」とは

ある程度の化学物質が体内に取り込まれ、体がいったん過敏性を獲得すると、その後、極微量の化学物質に対しても反応し、色々な症状が現れることをいいます。

### 「予防と対策」について

#### ①原因物質を持ち込まないようにしましょう

- ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物（VOC）は建材や家具等から発生するので、これらの使用量の少ないものを選ぶことが大切です。
- ・殺虫剤、ヘアースプレー、芳香消臭剤などには数多くの化学物質が使用されているので、必要以上の使用を避けましょう。

#### ②十分な換気を行いましょう

- ・最近の住まいは気密性が高いので、換気をしないと建材、家具等から発生するホルムアルデヒドが室内に滞留するだけでなく、湿気がこもるためダニやカビが発生しやすくなり、健康に悪影響を及ぼします。
- ・換気扇を付けたり、1時間に1～2回5分くらい2か所以上の窓を開けて室内の空気を入れ換えることが大切です。

#### ③掃除をこまめに行いましょう

- ・畳やカーペットに潜んでいるダニ、チリやペットの毛などは、アレルギーの原因となるので、こまめな掃除が必要です。

- ・掃除をするときは必ず窓を開け、チリやホコリをなるべく吸い込まないようになります。

#### **④健康状態をベストに保ちましょう**

- ・原因物質を完全に取り除くことは難しいので、病気にならないためには抵抗力をつけることが大切です。
- ・適切な食事（ビタミン・ミネラルを豊富に）、適度な休息・睡眠、適度の運動（汗をかく程度）、入浴に心がけ、精神的なストレスを避けて規則正しい生活を送りましょう。

(旭川市保健所 保健指導課パンフレットから)

(別紙1)

## 健 康 調 査 回 答 票 (調査期間 月 日～月 日)

I 現在かかっている病気や治療を続けている疾患がありますか

1 ある 2 ない

氏名	
----	--

所属	
----	--

II 現在のあなたの症状で該当する項目の番号に○印をつけてください。

	月日( )	備考				
1 (1)頭痛が続いている (2)頭痛を繰り返す						
2 (1)筋肉痛がある (2)筋肉の不快感がある						
3 (1)倦怠感(体がだるい感じ)が続いている (2)強い倦怠感がある						
4 (1)関節の痛みがある						
5 (1)アレルギー性皮膚疾患がある						
6 (1)のどが痛い						
7 (1)微熱がある						
8 (1)腹痛 (2)下痢や便秘がある						
9 (1)光が異常にまぶしく感じる (2)眼がかすむ (3)ぼやけて見える (4)視野の中で部分的に見えないことがある						
10 (1)集中力・思考力・記憶力の低下がある (2)物忘れ (3)健忘(ある一定期間のことが思い出せない)						
11 (1)感覚(痛覚、温度感覚など)の異常を感じる (2)臭覚(臭いの感覚)や味覚の異常を感じる (3)臭気による幻覚がある						
12 (1)時に興奮状態やうつ状態になる (2)精神的に不安定である (3)不眠がある						
13 (1)アトピー性皮膚炎・湿疹・じん麻疹・皮膚の炎症などがある (2)口内炎がある (3)皮膚のかゆみがある						
14 (1)月経過多がある (2)生理時の痛みや異常がある						

III 上記以外の健康状態で気になることがあれば日にちごとに記入してください。

日
日
日
日
日

IV その他意見があれば記入してください。

--